



インターネット通信販売、偽サイトにご注意を!!



公式サイトにそっくりな偽サイトで注文をしてトラブルに。
「大幅値引き」に飛びつかないで!!

事例 大手通販サイトで、定価 30,000 円のソファが 7,500 円に値下げされていたので注文した。クレジットカード決済したが商品は届かず、サイトは閉鎖され、カードを不正利用された。公式サイトだと思っていたが、偽サイトだった。

=トラブルの事例=

- ・注文した商品が届かない
- ・商品は届いたが偽物だった
- ・販売業者に連絡したいが連絡先がわからない
- ・注文後、偽サイトだったことに気が付いた
- ・クレジットカード情報をだまし取られた
- ・前払いでお金だけ取られた

偽の通信販売サイトに関する相談が、全国の消費生活センターに寄せられています。



山形県消費生活センター
キャラクター ケロちゃん

=偽サイトの特徴=

少しでも怪しいと思ったら、注文しないようにしましょう!



- サイトのURLの表記が、ブランドの正式な英語表記と少しだけ異なる
- 日本語の字体、文章表現がおかしい
- 販売価格が大幅に割引されている
- 事業者の住所の記載がない、住所が虚偽である
- 事業者への連絡方法が、問い合わせフォームやフリーメールだけ
- 支払い方法が限定されている（クレジットカード決済のみ、銀行口座等への前払いのみ、代金引換サービスのみなど）
- 通販サイト内のリンクが適切に機能しない など

注文後に偽サイトだと気付いたら、支払い方法別に素早く対処を!!

- ★クレジットカード払いの場合：すぐにクレジットカード会社に連絡を。
- ★銀行口座等への前払いの場合：すぐに警察に連絡し、その後振込先金融機関に連絡を。

※注文状況により対応が異なりますので、消費生活センターに相談してください。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

- ☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。
(土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く)
- ☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ (24時間対応)

オンラインゲーム 知らぬ間に子どもが高額課金していた!!

ゲーム課金は「お金がかかる」ということを子どもに説明を!
保護者のアカウントでゲームをさせるのはトラブルのもと!!

事例 小学生の息子が、クレジットカードを登録した父親のアカウントでオンラインゲームをし、アイテムを入手するために7万円の課金をしていた。息子は、課金をしていると知らずにゲームをしていたようだ。

あなたは大丈夫?あてはまったら要注意!!

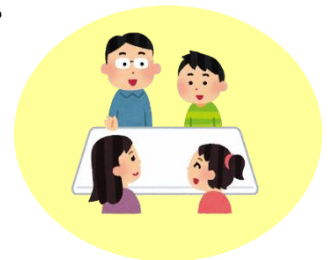
- ◆保護者のスマホをそのまま子どもに渡している。
- ◆保護者のアカウントで子どもがゲームをしている。
- ◆決裁パスワードを設定していない。
- ◆決済完了メールを見ていない。



トラブルを防ぐには

- ゲーム課金のルールを家族で話し合しましょう。
- ゲーム課金はお金がかかるということを子どもに説明しましょう。
- 保護者のアカウントでゲームをさせないようにしましょう。
- 「ペアレンタルコントロール」を利用して、子どものアカウントを管理、保護しましょう。
- 決済時にパスワードが必要な設定にしましょう。
- 決済完了メールが届くように設定しましょう。
- キャリア決済の上限額を設定しましょう。

※保護者のアカウントで課金をした場合や、成人であると偽って課金をした場合、「未成年者取消」ができない場合があります。



消費生活無料法律相談会開催日

・3月 8日(水) [午後1時30分から
午後3時30分まで]

※相談時間はお一人様30分となります。事前予約制となっておりますので、庄内消費生活センターまでお問い合わせください。



庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1 (山形県庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 午前9時~午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆

1人で悩まず
相談してケロ!



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。
山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL: 0235-66-5452